

慰安婦問題に関する意見書

常任委員会では反対意見もあったが、事実を示し、人権侵害をなくす立場で説得を試み、全会一致で可決した。全国の議会では 39 番目の採択となった。

議長 それでは、続きまして、日程 5 番、議員提出議案第 13 号、「慰安婦」問題に関する意見書については、八尾春雄君から提出され、所定の賛成者がありますので、成立をいたしております。これより議題とします。

朗読させます。局長！

事務局長 朗読

議長 それでは、本案について提案趣旨の説明をお願いします。

12 番、八尾君！

八尾議員 それでは、提案をしたいと思いますが、最初に議事進行の表記と意見書の表記が少し違っておりますが、意見書の表記で結構でございます。中身は同じでございますので、それもあわせて説明をします。まず、読み上げます。

「慰安婦」問題に関する意見書。

かつての戦争において、日本が近隣諸国の人々に多大な被害を与えてから既に 67 年を経たが、いまだに人々の戦争被害の傷は癒やされていない。そして、直接の被害者のみならず、その子孫も親世代が傷つき、癒やされていないことで傷ついている。日本軍「慰安婦」問題は、その象徴的な被害である。

近年、フィリピンの外交委員会や韓国、台湾の議会など関係諸国の議会でも、日本政府に対し、「慰安婦」問題の責任を認め、公的に謝罪することを求める決議が採択され、国連などの国際的な人権擁護機関からも早期解決を求める勧告が出されている。このように、国際社会は「慰安婦」問題を現在に通じる重大な人権侵害と認識し、日本政府が誠実に対応することを要請している。

「慰安婦」問題に誠実に対応することは、戦争を遂行するために女性の性が利用されるという人権侵害が二度とないようにするという日本政府の世界への意思表示となる。さらに、アジアの人々の戦争被害の傷を癒やし、和解し、平和的に共存していく道筋をつくることとなる。

1993 年の河野内閣官房長官談話では、第一次、第二次調査を経て、「我々は、このような歴史の真実を回避することなく、むしろ教訓として直視し、歴史研究、歴史教育を通じ、永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないというかたい決意を表明し、今後とも民間の研究を含め、十分に関心を払っていきたい」旨の発表がなされている。この精神を維持、発展させ、内容を具体化することが問題解決へとつながるものと確信する。かつての戦争から長い時間を経て、被害者の訃報が相次ぐ中、被害者の存命中に納得できる解決が急がれてる。

よって、国は、下記の事項について誠実に対応されるよう強く要請する。

記

1、河野談話に矛盾しないよう「慰安婦」問題の真相究明を行い、被害者の尊厳回復に努め、誠実な対応を図ること。

2、「慰安婦」問題の歴史を踏まえ、次世代に事実を伝えるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日 奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

外務大臣 玄葉 光一郎 様

文部科学大臣 平野 博文 様

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

財務大臣 安住 淳 様

という意見書でございます。

少し説明をいたします。

まず、1965年に日本と韓国が基本条約を結びまして、国交を結んでおります。そのときに国と国との補償の問題はこれで決めようではないかということにしているわけです。そのときに、この「慰安婦」の問題が入っていないということを捉えて、その存在を疑うような発言がありますが、被害者の方が名乗り出て、その証言を調べ、また軍や警察や外務省やいろんな役所の調査をしまして、ここに政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成という、こういうのが出ているわけです。慰安所は軍が直接経営したもの、それから軍が業者に委託をして、それで開設をしたもの、あるいは軍が指定をしたもの、3種類あるということがわかっておりまして、これは東京の「女たちの戦争と平和資料館」というところが発行した写真がたくさん入っている資料がございます。軍が慰安所の規定を決めまして、それで運用するということがはっきりしております。また、当時の日本軍の兵士が自分は慰安所を利用したと、こういうことの報告といますか、ざんげといますか、そういうものもあります。この場で、私読み上げようか迷いましたが、ちょっと読み上げるのにちょっと忍びないことがたくさんありますもんですから、読み上げるのはやめておきます。こうしたことについては、1991年だったですか、被害者の方が名乗り出て始まったということになります。これをぜひ、日本でもやはり過去に目を向けて、過去を振り返るということをやっぴりやるべきではないのかと。この議場を見渡しましたら、先ほど八代議員に、一番年長なものですから、お尋ねしましたら、「昭和20年のとき何歳でしたか」と言うたら、「8歳」というふうに返事をいただきました。誰も戦争を経験していない。町長はB29の空襲にやられたということをおっしゃったことありますけれども、私たちは日本の国民としてどういうふうにしていったらいいのだろうかということもやっぱりこの際一度考えてみる必要があるんじゃないかと。それで私、参考にしましたのが、ドイツの大統領でワイツゼッカーという方がおいでになります。かつてドイツがヒトラードイツの時代にユ

ダヤ人を弾圧したときに私は知らなかったと、そのときそういう立場でもなかったんだと、私はドイツ人を差別などしていないと、いろんなことを言われますけれども、この大統領はこういうふうに言っているわけです。「しかし現実には、犯罪そのものに加えて、余りにも多くの人たちが実際に起こっていたことを知らないでおこうと努めていたのではないか。人間の罪には露見したものもあれば、隠しおおせたものもあります。告白した罪もあれば、否認し通した罪もあります。十分に自覚してあの時代を生きてきた方々、その人たちは今日一人一人が自分とどうかかわり合っていたかを静かに自問していただきたいのであります。」それで、これがよく言われるところですが、ワイツゼッカー大統領は、「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。」こういうことを言っているわけでありませぬ。これはヒトラードイツが敗北をして40年後の1985年5月8日で国会で行った発言だそうでございます。こういうことも考えてみますと、やっぱりこういう意見書をぜひ採択をして取り組んでいくべきじゃないのかと。それであと二つ申し上げます。

この4月に町会議員の選挙がありまして、吉村議員が初当選されて、広陵町議会の女性の議員の比率は2割を超えました。広陵町議会がかつてないことであり、初めてのことであります。女性に対する人権侵害、最悪の人権侵害でありますけれども、こういう問題についてぜひ賛同をしていただきたいなど、こう思っているわけでありませぬ。

それともう一つは、この意見書は生駒市で採択された意見書を参考にしております。小笹という議員さんが提案されたのですが、この方は民主党の議員さんでございました。全会一致で決めたということでございます。

ですから、これらのことを十分に御検討いただいて、ぜひ採択をしていただいて、広陵町もやはりこの問題については、すぐに何ができるかというのはわかりませぬけれども少しずつでも取り組んでいったらいいのではないかと、このように思っておりますので、どうぞ御賛成よろしくお願いをいたします。

議長 それでは、これより本案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をします。

お諮りをします。

議員提出議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。